

平成30年度 北区地域・ボランティア応援助成 実施要項

1 趣旨

(1) 事業目的

- ・北区におけるボランティアや特定非営利活動法人等の地域福祉活動への取り組みの支援
- ・公開プレゼンテーションにより地域住民に対して応募団体を紹介するとともに交流を図る
- ・社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会（以下「本会」という）の独自財源である賛助会費、寄附金（地域福祉基金）並びに共同募金への理解を深める

(2) 財源

- ・本会賛助会費
- ・寄附金（地域福祉基金）
- ・共同募金配分金

2 助成対象団体

助成対象団体は、名古屋市北区を活動の場とする非営利の次の団体とする。
活動の場については、一部の地域(町内会等)に限定した活動については対象にはしない。

(1) 法人格を持たない任意団体（以下「ボランティア団体等」という。）

(2) 特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という）

ただし、平成30年度中に本会から他の助成を受けている、または受ける予定のある団体を除く。

なお、全市域を対象とする活動団体については対象外とする。

3 助成対象とする事業

第1項第1号の事業目的と第7項の審査基準に合致する事業で、平成31年3月31日までに北区内で実施する地域福祉活動に係る経費とする。

ただし、新規事業立ち上げに係る申請は可能とする。

事業に対する助成であるため、公共団体からの委託事業・介護保険事業等自主財源を確保できる事業を行っている団体については、備品購入に係る助成は対象外となります。

なお、次の経費は助成対象としない。

ア 会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
(飲食代、交通費等)

イ 人件費、不動産の購入や家賃、光熱水費、消耗品費等の団体本体の日常の運営にかかる経費

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）や介護保険制度による事業、営利目的の事業

エ 展示会、発表会等の運営経費

オ その他、事業経費として不相当と本会会長が認める経費

4 助成金の交付金額

助成金の交付金額は、総額80万円を限度とし、1団体につき10万円を限度とする。ただし、書面審査のみの少額助成（3万円以下）の総額は20万円程度とする。

5 助成対象団体の募集

助成対象団体の募集は、公募により行う。

なお、なるべく多くの団体の応募を得るため、1団体1事業のみとする。ただし、他の団体と協働した事業を行うための申請はこの限りではない。

6 審査方法

審査は、次の第一次審査から第二次審査までとする。

(1) 第一次審査

事務局による書面審査

(2) 第二次審査

①申請額が3万円を超えるものについては、平成30年7月4日（水）の午後1時30分より実施する公開プレゼンテーションによって審査を行う。

②申請額が3万円以下のものについては、①と同日に実施する書面審査を行う。

※公開プレゼンテーションについては、制限時間内に事業、備品等の必要性について説明を行うものとする。

7 審査基準

審査基準として、以下のとおり定める。

(1) 広域性

一定の会員だけを対象とし、自助的な事業やそれに必要な備品でなく、より広域的な範囲で福祉的な効果が期待できるか。

(2) 発展性

地域での広がりが見込まれるものであるか。

(3) 継続性

現在に至るまでの活動実績及び今後の活動の継続性。

(4) 地域での必要性

地域の中で必要な活動、事業であるか。北区の福祉ニーズに合致しているか。

(5) 協働性

本会の地域福祉活動計画との関連性から、今後その団体との協働での取り組みが見込まれるものであるか。

(6) 財政状況

助成委託の有無といった他からの支援の状況。

(7) 過去の本会からの交付実績

過去の助成回数及びその助成を受け実施した事業の成果

8 審査会

審査会については、本会会長が別に定める。

9 申請手続き

助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、平成30年度事業計画書、収支予算書、「助成金交付申請書」（様式1-1、様式1-2）に下記の書類を添付して本会に提出する。

- (1) 事業助成については助成を受けたい事業の目的や内容、予算の分かる資料（事業計画書等）
- (2) 備品助成については、見積書、カタログ（写）等の関係資料
ただし、申請書等は返却をせず、申請の内容（様式1-2は除く）は、公表をする。申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

10 申込締切日

平成30年6月15日（金）

11 審査結果通知並びに助成決定通知

- (1) 本会会長は、第一次審査の結果を審査結果通知書（様式2、3、または4）により申請団体に通知する。
- (2) 第二次審査の結果は、審査会場にて公表するものとし、後日、助成決定通知書（様式5）を交付する。

12 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に事業報告書（様式6）を本会会長へ提出しなければならない。

13 助成金の返還

本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 申請内容と異なる支出を執行する等、事業が適正に実施されなかったとき
（また、申請した備品を購入しなかったとき）
- (3) 本実施要項の規定に違反したとき

14 その他

- (1) この要項の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。
- (2) 申請額が3万円以下の団体については、原則、書面審査のみとするが、当該団体が希望すれば第二次審査にてプレゼンテーションを実施することも可能とする。